

## ○御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱

平成22年11月22日

訓令甲第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「御嵩町が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書(平成22年11月22日締結。以下「合意書」という。)」に基づき、御嵩町が発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約から暴力団の排除に関する措置(以下「排除措置」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設関連業務 建設工事に係る調査、測量又は設計業務をいう。
- (3) 森林整備業務 本数調整伐、下刈りその他森林整備業務をいう。
- (4) 物品調達等 次に掲げるものをいう。
  - ア 物品の製造の請負
  - イ 物件の買入れ又は借入れ
  - ウ 役務の提供又は業務の委託(前2号に規定する業務に係るものを除く。)
  - エ 不用物の売払い
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (8) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (9) 役員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 法人にあっては、役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。以下同じ。)
  - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事、その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
  - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人
- (10) 有資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに御嵩町が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (11) 排除措置担当課長 排除措置の決定に関する事務を行う課の長をいう。
- (12) 発注機関の長 事業施行を行う課の長をいう。

(排除措置の対象となる個人又は法人等)

第3条 排除措置の対象となる個人又は法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、別表に掲げる要件に該当するものとする。

(排除措置対象法人等に関する照会)

第4条 町長は、有資格者等が排除措置対象法人等に該当するか否かについて疑義がある場合には、可児警察署長（以下「署長」という。）に対し、合意書第6条第1項の規定により照会するものとする。

(発注機関の長からの事案の照会)

第5条 発注機関の長は、有資格者等について、第3条各号に掲げる排除措置対象法人等であるか否かについて照会しようとするときは、排除措置担当課長に対し、排除措置対象法人等の照会について（別記様式第1号）により依頼するものとする。

2 排除措置担当課長は、前項の規定による依頼を受けて行った前条の規定による照会について、署長から回答があったときは、発注機関の長に対し、排除措置対象法人等の照会結果について（別記様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

(入札参加資格停止措置)

第6条 町長は、第4条の規定による照会に対する回答の内容が、有資格者等（入札参加資格者名簿に登載された者及びこれらの者で構成される共同企業体に限る。以下この条及び第11条において同じ。）が排除措置対象法人等に該当するとして排除を要請するものであったとき、又は合意書第6条第3項の規定による排除要請を受けたときは、別表に掲げる期間について入札参加資格停止措置を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により共同企業体について入札参加資格停止措置を行う場合は、当該共同企業体の構成員（当該入札参加資格停止措置について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該入札参加資格停止措置の期間と同一期間の入札参加資格停止措置を行うものとする。

3 町長は、前2項の規定により入札参加資格停止措置を受けた有資格者等を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止措置の期間と同一期間の入札参加資格停止措置を行うものとする。

4 町長は、前3項の規定により入札参加資格停止措置を行ったときは、入札参加資格停止措置通知書（別記様式第3号）により当該入札参加資格停止措置を行った有資格者等に通知するとともに、その者の商号又は名称、所在地、当該措置の期間及び理由を公表するものとする。

5 町長は、前項の通知及び公表をした旨を、合意書第6条第4項の規定により署長に通報するものとする。

6 町長は、入札参加資格停止措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、有資格者等に対し注意を喚起するものとする。

7 入札参加資格停止措置に係る手続は、御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成4年訓令甲第8号）の定めるところによる。

(平31訓令甲15・一部改正)

(一般競争入札からの排除)

第7条 町長は、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合は、当該有資格者等の一般競争入札への参加を認めないものとする。

2 町長は、一般競争入札における落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、これらの者と契約を締結しないものとする。

(指名競争入札からの排除)

第8条 町長は、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合は、指名競争入札において当該有資格者等を指名しないものとする。

2 町長は、指名競争入札における落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、これらの者と契約を締結しないものとする。

(随意契約からの排除)

第9条 町長は、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合は、当該有資格者等を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項の承認は、御嵩町契約審査委員会（御嵩町契約審査委員会要綱（平成16年訓令甲第17号）に定めるものをいう。以下同じ。）の審議を経て行うものとする。

(契約解除)

第10条 町長は、契約の相手方である有資格者等及び有資格者等である共同企業体の構成員が排除措置対象法人等に該当する場合には、当該契約を解除するものとする。ただし、やむを得ない事由があり、町長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 町長は、前項本文の規定に基づき契約の解除をしたときは、契約の解除について（別記様式第4号）によりその旨を署長に通報するものとする。

(入札参加資格停止措置の解除等)

第11条 入札参加資格停止措置を受けた有資格者等は、当該入札参加資格停止措置の理由となった事実について改善したときは、入札参加資格停止措置解除申出書（別記様式第5号）により町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定により入札参加資格停止措置の解除の申出があったときは、入札参加資格停止措置の解除について（別記様式第6号）により、署長に対し当該申出をした有資格者等に係る改善の状況について照会するものとする。

3 町長は、前項の規定による照会に対する回答により、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等につき、当該措置の理由となった事実について改善したと認められるときは、当該措置に係る期間が満了する日をもって、当該措置を解除するものとする。ただし、同回答により未だ当該有資格者等が排除措置対象法人等に該当すると認められるとき、又は当該措置に係る期間を経過した後も当該措置の理由となった事実について改善したと認められないときは、その改善が認められるまでの間、当該措置を継続するものとする。

- 4 前項に規定する入札参加資格停止措置の解除又は継続に係る決定については、御嵩町契約審査委員会の審議を経て行うものとする。
- 5 町長は、第3項の規定による入札参加資格停止措置の解除又は継続を行った場合は、遅滞なく、入札参加資格停止措置解除（継続）通知書（別記様式第7号）により当該措置を受けた有資格者等に通知するものとし、入札参加資格停止措置の解除を行ったときは、その者の商号又は名称、所在地及び当該措置を解除した理由を公表するものとする。
- 6 町長は、前項の通知をした旨を、入札参加資格停止措置解除（継続）について（別記様式第8号）により署長に通報するものとする。  
（不当介入への対応）

第12条 発注機関の長は、有資格者等が御嵩町との契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、警察に通報するよう指導するものとする。

- 2 発注機関の長は、不当介入を受けた有資格者等が警察への通報を行った場合において、当該不当介入を受けたことにより御嵩町との契約に履行遅滞等が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等必要な措置を講じるものとする。

（関係機関の連携）

第13条 町長は、この要綱に基づく排除措置に関する事務を運用するにあたっては、署長と相互に協力し、連帯を図るものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか排除措置に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年11月22日から施行する。  
（御嵩町条件付き一般競争入札実施要領の一部改正）
- 2 御嵩町条件付き一般競争入札実施要領（平成15年訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略  
（御嵩町契約審査委員会要綱の一部改正）
- 3 御嵩町契約審査委員会要綱（平成16年訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略  
（御嵩町競争入札参加資格審査要領の一部改正）
- 4 御嵩町競争入札参加資格審査要領（平成16年訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略  
（御嵩町建設工事等に係る指名基準の一部改正）
- 5 御嵩町建設工事等に係る指名基準（平成16年訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

附 則（平成31年訓令甲第15号）  
（施行期日）

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

暴力団排除に関する措置基準

排除措置要件	資格停止期間
1 有資格者等である法人等が暴力団であるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
2 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
3 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、使用人が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
4 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
5 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
6 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
7 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで